

公立大学法人滋賀県立大学サバティカル研修取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人滋賀県立大学サバティカル研修細則（以下「細則」という。）第7条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 教員は、サバティカル研修（以下「研修」という。）を申し出ようとするときは、年度ごとに理事長が別に通知する日までに、サバティカル研修申請書（様式第1号）を所属する学部長、その他専任教員が置かれる組織の長（以下「学部長等」という。）に提出するものとする。

2 学部長等は、前項の申請書が教員から提出された場合は、その研修計画の実現性および有効性について確認し、当該教員が学部、その他専任教員が置かれる組織内において所掌する職務の全部または一部の免除について、支障が生じないと判断した場合は、当該申請書を理事長あてに、副申するものとする。

3 同一学部およびその他専任教員が置かれる同一組織からの申請者は、毎年1名までとする。

4 同一年度に公立大学法人滋賀県立大学在外研修と重複して申請できないものとする。

(定員)

第3条 研修に従事することができる教員は各学部1名およびその他専任教員が置かれる組織の中から1名とする。

(研修中の義務)

第4条 理事長は、研修期間中の教員の公立大学法人滋賀県立大学兼業規程に基づく兼業の許可にあたっては、当該研修計画を考慮して行うものとする。

2 教員は、日常の勤務場所を離れて研修を行う場合は、学部長等あてにその旨届け出なければならない。

3 教員は、研修期間中2か月ごとに中間報告書（様式第2号）を学部長等を経て理事長に提出するものとする。

(研修の中止)

第5条 理事長は、教員の当初の研修目的が達成できていないと判断したとき、またはその研修を継続することが適当でないと認められる事由が生じたときは、研修を中止することができる。

(報告)

第6条 教員はサバティカル研修が終了した日から90日以内に、サバティカル研修実績報告書（様式第3号）を学部長等を経て理事長に提出するものとする。

(研修中の研究業績)

第7条 研修中に行った研究論文の発表および学会発表等は、本学教員の研究業績として取り扱うものとする。

(研修中の給与)

第8条 研修中は通常の勤務をしたものとみなし、所定の給与および支給要件を満たした手当を支給する。

(研修中の研究費)

第9条 研修を実施する年度の一般研究費は基礎配分のみを支給する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、研修に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成20年11月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。